

経

営

情

報

2019.5.16

No.418

平成31年度(2019年度)税制改正等のポイント

本号では、平成31年度(2019年度)税制改正の概要について中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う軽減税率制度の実施について、そのポイントをご紹介します。

主な改正内容

- 【変更・創設】事業承継税制の要件緩和、個人版事業承継税制の創設
- 【変更・創設】中小企業向け租税特別措置の適用が受けられる法人の範囲の見直し
- 【創設】中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設
- 【延長・拡充】地域未来投資促進税制の延長・強化
- 【創設】消費税率引き上げに伴う軽減税率制度の実施

1.【変更・創設】事業承継税制の要件緩和、個人版事業承継税制の創設

事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度)について、中小企業経営者の事業承継をより一層後押しするための措置が講じられています。主なものは以下のとおりです。

①後継者の年齢要件の見直し	贈与時において後継者が20歳以上であることという年齢要件を18歳以上に引き下げます(2022年4月1日以後の贈与から)。
②取消事由(資産保有型会社等に該当したこと)の見直し	一定のやむを得ない事情により認定会社が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6か月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとします(2019年4月1日以後の相続・贈与から)。
③納税猶予された贈与税が免除された後に生じるみなし相続の課税関係の明確化	贈与者の存命中に贈与税の免除を受け、その後、贈与者の死亡の際に、相続時精算課税や事業承継税制のみなし相続規定が適用される場合には、その生前に免除を受けた部分は相続税の対象とならないことが明確化されました(2019年4月1日以後の相続・贈与から)。

また、個人事業者についても円滑な事業承継を促進するため、10年間限定で多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」が創設されます。

個人版事業承継税制の概要

①多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

- 土地・建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- 機械・器具備品
(例)工作機械・パワーショベル・診療機器 等
- 車両・運搬具 ○生物(乳牛等、果樹等)
- 無形償却資産(特許権等) 等

②相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④10年間の時限措置

平成31年1月1日～令和10年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

2. [変更・創設] 中小企業向け租税特別措置の適用が受けられる法人の範囲の見直し

中小企業向け租税特別措置の適用が受けられる法人(中小企業者)の範囲が改正されます。中小企業者とは、資本金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人です。

＜中小企業者に該当しない法人＞

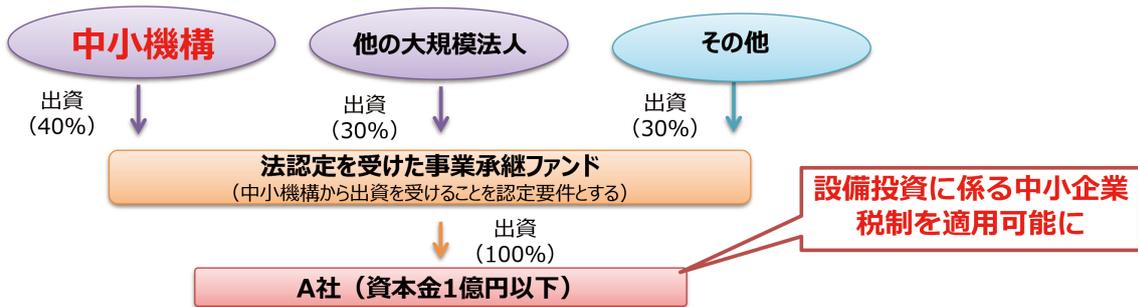
- ①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人に所有される法人
- ②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人に所有される法人

従来は、資本金1億円超の法人を大規模法人としていましたが、今回の改正により、**【a】**資本金5億円以上の法人(大法人)の100%子法人等だけでなく、100%孫法人についても、資本金が1億円以下であっても大規模法人の範囲に含まれることとなります(中小企業者の範囲の縮小)。

さらに、**【b】**平成29年度改正により中小企業向け租税特別措置の適用要件として「平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円以下であること」が追加されており、2019年4月1日以後開始事業年度から適用されます(適用除外事業者制度の創設)。

一方、**【c】**大規模法人に該当する中小企業基盤整備機構(中小機構)が事業承継ファンドを通じて出資する場合には、その保有株式を除いて中小企業者の範囲を判定する特例が創設されることとなりました(中小企業者の範囲の拡大)。

改正概要 【適用期限：各租特の適用期限に準ずる】



A社は、従来は②により中小企業者に該当しなかったが、特例の創設により、中小企業者として取り扱われることとなった。

改正の影響は、租税特別措置ごとに範囲が異なりますので注意が必要です。

中小企業向け租税特別措置 (主なもの)	【a】	【b】	【c】
法人税の軽減税率の特例(措法42の3の2)	—	×	—
中小企業技術基盤強化税制(措法42の4)	×	×	—
中小企業投資促進税制(措法42の6)	×	×	○
商業・サービス業・農林水産業活性化税制(措法42の12の3)	×	×	○
中小企業経営強化税制(措法42の12の4)	×	×	○
所得拡大促進税制の中小企業特例(措法42の12の5)	×	×	—
被災代替資産の特別償却－償却割合の特例(措法43の3)	×	×	○
中小企業防災・減災投資促進税制(措法44の2)	×	×	○
貸倒引当金の法定繰入率の選択(措法57の9)	—	×	—
少額減価償却資産の取得価額の損金算入(措法67の5)	×	×	—

○：改正により租税特別措置が受けられる可能性がある。

×：改正により租税特別措置が受けられない可能性がある。

—：適用なし。

3. [創設] 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設

自然災害が頻発するなか、災害による影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題です。災害に備えて予め対応力を強化するため、事業継続力強化計画に基づいて中小企業が行った防災・減災設備への投資に係る特別償却(20%)制度が創設されます。

改正概要

【適用期限：令和2年度(2020年度)末まで】

税制の概要	
【対象者】 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者	【税制措置のスキーム】 <div style="text-align: center;"> 経済産業大臣 ②申請 ↑ ↓ ③認定 ①「強化計画」策定 【対象事業者】 ・中小企業・小規模事業者 【計画記載事項】 ・取組内容・実施期間 ・防災・減災設備の内容 等 ⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告 所轄の税務署 </div>
【対象設備】 事前対策を強化するために必要な防災・減災設備 <対象設備> ✓ 機械装置(100万円以上)：自家発電機、排水ポンプ 等 ✓ 器具備品(30万円以上)：制震・免震ラック、衛星電話 等 ✓ 建物附属設備(60万円以上)：止水板、防火シャッター、排煙設備 等	
【税制措置の内容】 対象設備への投資に対する特別償却(20%)を講じる。	

4. [延長・拡充] 地域未来投資促進税制の延長・強化

地域の成長発展の基盤強化のためには、地域の企業が取り組む地域経済を牽引する事業に対し、集中的な支援を行い、地域経済の更なる活性化を図ることが重要です。このため、地域の特性を生かしつつ、特に高い付加価値を創出しており、地域経済を牽引する企業の前向きな設備投資について、税額控除・特別償却の割合を引き上げる等、地域未来投資促進税制が延長・強化されます。

制度概要

【適用期限：令和2年度(2020年度)末まで】

地域経済牽引事業計画(都道府県の承認)	課税の特例の内容・対象														
都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合 <地域経済牽引事業の要件> ①地域の特性の活用 ②高い付加価値の創出 ③地域の事業者に対する経済的効果	現行制度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置・器具備品</td> <td>40%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>建物・附属設備・構築物</td> <td>20%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>			対象設備	特別償却	税額控除	機械装置・器具備品	40%	4%	建物・附属設備・構築物	20%	2%			
対象設備	特別償却	税額控除													
機械装置・器具備品	40%	4%													
建物・附属設備・構築物	20%	2%													
課税の特例措置(国の確認) <課税特例の要件> ①先進性を有すること (生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く(※)) ②総投資額が2,000万円以上であること ③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること ④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上 <上乗せ要件> ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上	改正内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置・器具備品</td> <td>40%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>上乗せ要件を満たす場合</td> <td>50%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>建物・附属設備・構築物</td> <td>20%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>			対象設備	特別償却	税額控除	機械装置・器具備品	40%	4%	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
対象設備	特別償却	税額控除													
機械装置・器具備品	40%	4%													
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%													
建物・附属設備・構築物	20%	2%													

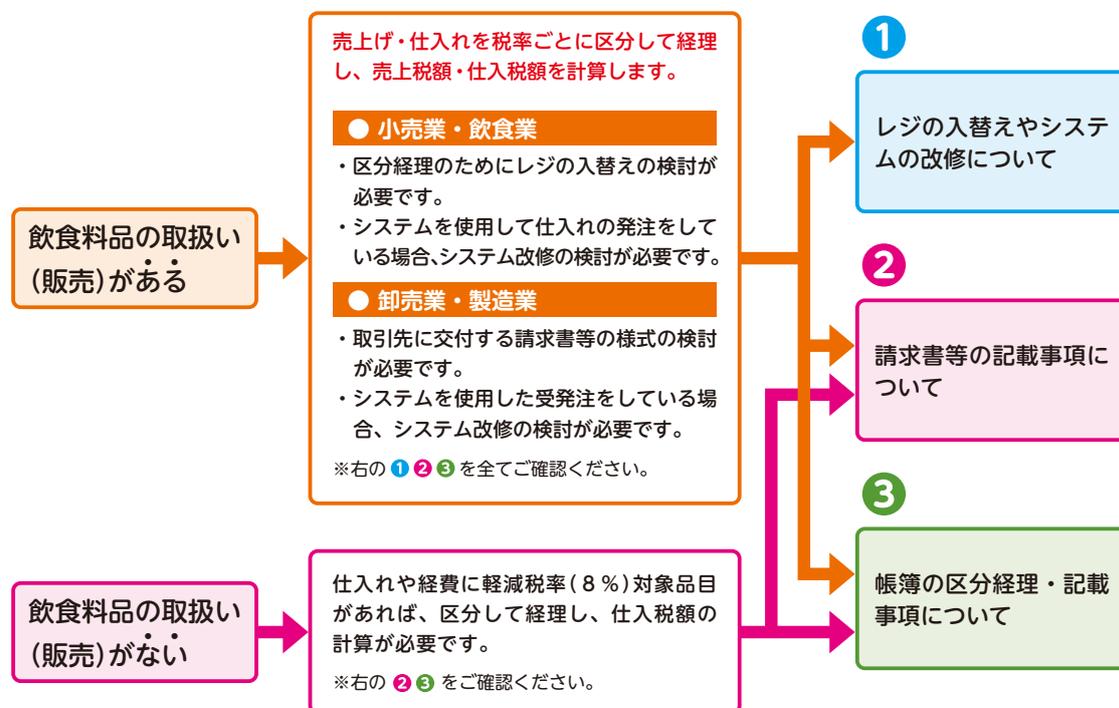
(※) 特定非常災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象(法施行前に発生した災害の場合は5年)

※対象資産の取得価額の合計額は合計80億円を限度
 ※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

出典(1~4):「平成31年度(2019年度)経済産業関係 税制改正について」(経済産業省)を一部加工
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

5.【創設】消費税率引き上げに伴う軽減税率制度の実施

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。



出典：「軽減税率制度への対応には準備が必要です！」(国税庁)を一部加工
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/06.pdf>)

①レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。軽減税率対策補助金の詳細は特設ホームページをご確認ください(<http://kzt-hojo.jp>)。

②請求書等の記載事項について

2つの消費税率を把握するために、2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書」、2023年10月1日からは「適格請求書」を交付する必要があります。区分記載請求書では、軽減税率対象品目である旨と税率ごとの対価の額(税込み)を追加で記載します(軽減税率の対象となる取引がない場合は、現行の請求書と変わりません)。適格請求書では、さらに、事業者番号と税率ごとの消費税額を追加で記載します。

③帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、適用税率ごとに取引を区分して経理し、現行の記載事項(課税仕入の相手方の氏名・名称、取引年月日、取引内容、取引の対価の額)に加え、軽減税率が適用される取引には軽減税率対象品目である旨を記載する必要があります。

(公認会計士・税理士 有田 賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。
発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>